

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	第1回武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会
開 催 日 時	平成25年10月18日（木）午後6時25分 ～ 8時35分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：（委員）澤田泉、田中勝子、藤原アヤ子、朝倉高志、猪股昭、 栗原誠、水上玲子、森林育代、青木裕子、渡辺真紀子 （事務局）生活環境部長、協働推進課長、協働推進課主査、 協働推進課主事
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員の委嘱等について <ol style="list-style-type: none"> (1) 委嘱書の交付 (2) 市長あいさつ (3) 委員の紹介 (4) 事務局職員の紹介 2 武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会について 3 副座長の指名について 4 会議の取扱いについて 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画を取り巻く社会の状況について (2) 武蔵村山市第二次男女共同参画計画の推進状況について (3) 市民意識調査結果（速報）について (4) 武蔵村山市第三次男女共同参画計画の策定方針について 6 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 今後の会議の進め方について (2) 計画の体系について (3) 計画の基本理念について (4) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	<p>第1回武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 副座長の指名について 武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、座長の指名により、副座長は森林委員に決定した。 4 会議の取扱いについて 「武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会に関する運営要領」については、事務局案のとおりとする。 6 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 今後の会議の進め方について 事務局案のとおりとする。 (2) 計画の体系について 事務局案を一つの目安として、各回の会議において逐次議論する。 (3) 計画の基本理念について 事務局案を一つの目安として、各回の会議において逐次議論する。

	<p>(4) その他 今後の日程について 第2回会議 11月12日(火) 午後6時30分から開催する。 第3回会議 12月12日(木) 午後6時30分から開催する。</p>
<p>審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)</p> <p>(発信者) ◎印：座長 ○印：委員 ●印：事務局</p>	<p>1 委員の委嘱等について (1) 委嘱書の交付 (2) 市長あいさつ (3) 委員の紹介 (4) 事務局職員の紹介</p> <p>2 武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会について ● 事務局から武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会について、資料1に基づき説明。 設置要綱第4条第2項の規定に基づき、座長は澤田委員であることが発表された。</p> <p>3 副座長の指名について ◎ 設置要綱第4条第2項の規定に基づき、副座長として森林委員を指名。</p> <p>4 会議の取扱いについて ● 事務局から武蔵村山市男女共同参画計画市民懇談会の会議及び会議録の公開について、資料に基づき説明。 【要旨】 ・会議は公開とする。 ・傍聴の申し込みがあった場合は、座長が承認する。 ・議事録は要旨を作成し、市ホームページ等で公表する。 ◎ 会議時間については、原則として上限2時間とする。 議題によっては、会議の場で決定できないものや、次回に持ち越すものも発生すると思われる。これらの取扱いは座長の判断に任せていただきたい。 —異議なし—</p> <p>5 報告事項 (1) 男女共同参画を取り巻く社会の状況について ● 事務局から「男女共同参画を取り巻く社会の状況」について、資料2に基づき説明。 (2) 武蔵村山市第二次男女共同参画計画の推進状況について ● 事務局から「武蔵村山市第二次男女共同参画計画の推進状況」について、資料に基づき説明。 【質疑応答】 ◎ 資料本文と図表で数値の齟齬がある。 ● 資料本文が誤記である。 ○ 実施された事業について、具体的にどのような成果があり、どのように評価したのかが見えない。今後何に取り組むかを考える上で参考になると思うのだが、このような情報は開示していただけるのか。 ● 現在、24年度の各事業の推進状況を取りまとめ中である。第2回懇談会で資料を配付する。 ○ 分量が多いのであれば、要旨を付けていただきたい。</p>

◎ どういう視点で評価しているかということは大事なことである。
委員意見のとおり対応すること。

(3) 市民意識調査結果（速報）について

● 事務局から「市民意識調査結果（速報）」について、資料3に基づき説明。

(4) 武蔵村山市第三次男女共同参画計画の策定方針について

● 事務局から「武蔵村山市第三次男女共同参画計画の策定方針」について、資料に基づき説明。

6 議題

(1) 今後の会議の進め方について

(3) 計画の基本理念について

● 事務局から「今後の会議の進め方」「計画の基本理念」について、資料に基づき説明。

【質疑応答】

◎ 第一次計画の基本理念は、どのようなものであったのか。

● 「憲法に基づき取り組んできた個人の尊重と男女平等は、今日では男女共同参画という新たな概念とともに、将来に向けて取り組まなければならない社会全体の課題となっています。本計画は、憲法が保障する個人の尊厳と両性の本質的平等を基本とし、性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力が十分に発揮でき、将来に向けて男女がともに社会を支え合うパートナーとして、職場・家庭・地域などあらゆる場面で協力・参画し、社会的責任並びに家族的責任を分かち合い、ともに豊かさを享受できる男女共同参画社会の実現を目指します」。

○ 事務局案を読むと、「参画」など一般市民にとって難しいことだという印象を与える表現が用いられている。立派に聞こえる表現よりも、市民にわかりやすく、誰もがイメージできるような言葉を用いるほうが親しみやすいのではないかと思う。

○ たたき台として示された事務局案のうち、案3が妥当かと思う。

○ 今回の男女共同参画計画の中心が何になるのかが見えにくいと感じた。中心となって取り組んでいくべきことが何であるかをまず議論すべきだと思う。それが決まれば、計画全体の基本理念も決まってくると思う。

(2) 計画の体系について

● 事務局から「計画の体系」について、資料4に基づき説明。

◎ (1)～(3)について、①計画全体を事務局案のとおり5つに区分し、第2回以降で逐次議論する、②計画の体系は一つの目安として、内容は第2回以降で逐次議論する、③基本理念については、これらの議論の過程でご意見をいただく、という取り扱いとしたいが、どうか。

—異議なし—

(4) その他

● 第2回、第3回懇談会の日程を決めたい。

—調整—

● 第2回会議は11月12日（火）午後6時30分から、第3回会議は12月12日（木）午後6時30分から開催する。

会議の公開・ 非公開の別	■公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()
-----------------	--

傍聴者： 0 人

会議録の開示・ 非開示の別	■開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)
------------------	--

庶務担当課	生活環境部 協働推進課 (内線： 243)
-------	------------------------

(日本工業規格A列4番)